

平成 28 年度および平成 29 年度の 後期高齢者医療保険料率が決まりました

2月23日（火）に開催された平成28年第1回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会において、平成28年度および平成29年度の後期高齢者医療保険料率が次の表のとおり決定されました。

		平成 28・29 年度	平成 26・27 年度（参考）
保険料	均等割額	39,500 円	39,500 円
	所得割率	8.00%	8.00%

■後期高齢者医療保険料率の見直しについて

後期高齢者医療制度の保険料率は、各都道府県で2年に一度見直しされることとなっています。

また、後期高齢者医療制度では、公費が約5割、現役世代からの支援金が約4割、被保険者の後期高齢者医療保険料が約1割を負担することにより、被保険者が受ける医療に係る給付等を行っています。

被保険者一人当たりの医療給付費については、年々増加傾向にあり、今後も増加が見込まれるところですが、平成28・29年度の保険料率を決定するにあたっては、医療給付費準備基金を活用することにより保険料率の上昇を抑制したため、平成26・27年度から据え置きとなりました。

■個人ごとの保険料額の決めかた

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{1年間の保険料額} \\ \text{(100円未満切り捨て)} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{均等割額} \\ \text{39,500 円} \end{array}} + \boxed{\begin{array}{c} \text{所得割額} \\ \text{(賦課のもととなる金額)} \\ \times 8.00\% \end{array}}$$

※賦課のもととなる金額 = 総所得金額等 - 基礎控除 33 万円

※総所得金額等とは、前年の収入から必要経費（公的年金控除額や給与所得控除額など）を差し引いたもので、社会保険料控除、配偶者控除などの各種所得控除前の金額です。なお、遺族年金や障害年金は、収入に含みません。

※年度の途中で被保険者になられた方は、資格取得月からの月割りで保険料額が計算されます。

■平成 28 年度および平成 29 年度の保険料の軽減について

【均等割額の軽減】

世帯の所得水準にあわせて、次のとおり均等割額が軽減されます。

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等が次の場合	均等割額の軽減割合	軽減後の均等割額
33万円以下の世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯（※その他各種所得がない場合）	9割	3,950円
33万円以下の世帯	8.5割	5,925円
33万円 + 「26万5千円 × 世帯の被保険者数」以下の世帯	5割	19,750円
33万円 + 「48万円 × 世帯の被保険者数」以下の世帯	2割	31,600円

※収入が公的年金のみの方は、年金収入額から公的年金控除（年金収入額が330万円以下は120万円）を差し引き、65歳以上の方は、さらに高齢者特別控除（15万円）を差し引いて判定します。

【所得割額の軽減】

保険料の所得割額を負担している方で、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下（年金収入のみの方は、その額が153万円から211万円まで）の場合は、所得割額が5割軽減されます。

【その他の軽減】

後期高齢者医療制度に加入する前に「会社などの健康保険の被扶養者」であった方は、均等割額が9割軽減され、所得割額の負担はありません（国民健康保険、国民健康保険組合の加入者であった方は該当しません）。

■茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

所得が少ない方の負担軽減を図るため、次のとおり改正されました。

【保険料軽減対象の拡大】

被保険者均等割額を減額する基準のうち、5割を軽減する基準については、被保険者数に乗ずる金額を26万円から26万5千円とし、2割を減額する基準については、被保険者数に乗ずる金額を47万円から48万円としました。

後期高齢者医療保険料の納付書が届いたら、納期限内の納付をお願いします

後期高齢者医療制度では、被保険者の方一人一人が保険料を納付することになります。

保険料は、被保険者の方が病気やケガをしたときの医療費の一部に充てられる大切な財源ですので、納付書がお手元に届きましたら、納期限までに納付をお願いします。

納期限までに納付がされないときは、督促状や催告書で納付を促します。さらに納付がされないときは、滞納処分を行うこととなります。

事情により、納期限までに納付が困難なときは、お早めにご相談ください。

■納付には口座振替が便利です

口座振替をご利用いただくと、納期限ごとに金融機関や市役所窓口などに出向くことがなく、納め忘れもなくなり大変便利です。

手続きは、市内にある金融機関窓口でできますので、納付される方の預貯金通帳およびお届け印をお持ちください。

- 【問い合わせ】○保険料の計算について 茨城県後期高齢者医療広域連合 事業課 ☎ 029-309-1213
○保険料の納付について 国保年金課 医療グループ（玉造庁舎） ☎ 0299-55-0111

税金のお知らせ

市税を一時に納付できない方のために「猶予制度」があります

納税者等からの申請に基づいて、次の事由があると認められる場合に、原則として1年以内の期間に限り徴収（換価）猶予が認められる場合があります。

なお、猶予制度の詳細については、収納対策課にお問い合わせください。

- ①災害や盗難にあったとき
- ②納税者または家族の病気・負傷
- ③事業の廃止・休止
- ④事業について著しい損失を受けたとき
※「著しい損失を受けた」とは申請前の1年間においてその前年の利益の額の2分の1を超える損失（赤字）が生じた場合をいいます。

- ⑤本来の納期限から1年以上経過した後、修正申告などにより納付すべき税額が確定したとき

◇猶予が認められると…

- ・猶予期間中の延滞金の全部または一部が免除されます。
- ・財産の差押や換価（売却）が猶予されます。

※納付困難な事情があるため市税を納期限までに納付できない場合は、お早めに収納対策課にご相談ください。

■2月実施のインターネット不動産公売結果のお知らせ

○不動産（期間入札）

区分	所在	地目	地籍 (㎡)	見積金額 (円)	落札金額 (円)	入札者数
27-10	小貫字居下 小貫字新田後	雑種地	1438	1,900,000	2,111,100	2人
		田（現況非農地）	2407			
27-11	羽生字塚前	山林	648	160,000	188,888	10人

■3月実施の不動産公売結果のお知らせ

○不動産（入札方式）

区分	所在	地目	地籍 (㎡)	見積金額 (円)	落札金額 (円)	入札者数
15-4	山田字舅入	田	3618	140,000	—	入札なし
15-6	小幡字水無沖	畑	3286	1,400,000	1,410,000	1人

問い合わせ 収納対策課（麻生庁舎） ☎ 0299-72-0811

4月から 市の組織の一部が変わります

総務課（麻生庁舎）

☎0299（72）0811

社会状況の複雑な変化や、多様化・高度化する市民ニーズを踏まえ、効率的な行政運営を実現し、かつ、市民ニーズに的確に対応した市民に分かりやすい組織機構とするために組織の見直しを行います。

■組織見直しの概要

（2課新設、1課廃止）

①市有地財産を一元管理するため、総務部に**財産管理課**を新設します。

※市有地の利活用の推進や、市の財産管理など

②道路の維持管理を強化するため、建設部に**道路維持課**を新設します。

※道路、水路等の維持補修や、災害復旧など

③教育委員会スポーツ振興課を**生涯学習課スポーツ推進室**に改めます。

これからも、より一層市民サービスの向上に努めてまいりますので、よろしくお願ひします。

乗合タクシー「行方ふれあい号」を運行しています

総合戦略課（麻生庁舎）

☎0299（72）0811

市では、乗合タクシー「行方ふれあい号」を運行しています。

「行方ふれあい号」の運行範囲は、市内に限りませんが、自宅や指定の場所から目的地まで乗合で運行しています。

■利用方法

市民であれば、どなたでも利用できます。ただし、事前に利用登録が必要となります。利用したいときに電話で予約してください（利用日の2日前から予約できます）。

通常のタクシーとは異なり、複数の人との乗り合わせでの利用となりますので、目的地への到着時間は十分余裕を持ってください。

■利用登録場所

行方市社会福祉協議会、総合戦略課（麻生庁舎）、総合窓口課（玉造庁舎）、総合窓口室（麻生・北浦庁舎）

■運行日

月曜日から金曜日までの午前8時から午後4時まで

※土・日、祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）は運休

■利用料金

1回500円（中学生以上）

※対象者に応じて無料～500円の設定となっております。詳しくは、お問い合わせください。

■問い合わせ

行方市社会福祉協議会

☎0299・36・2020

総合戦略課（麻生庁舎）

☎0299・72・0811



実際に運行している「行方ふれあい号」

行方ふれあいスタディ

講師募集

学校教育課（北浦庁舎）

☎0299（35）2111

行方ふれあいスタディの講師を募集します。行方ふれあいスタディでは、講師の先生方が「授業でよくわからなかった所をくわしく勉強したい」という児童生徒のために、無料で公民館（3

会場）を使って学習支援を行います。

■日時

原則として毎週土曜日

午前9時30分～午前11時30分

※5月14日（土）からスタート予定

■内容

行方市内小学4年生から中学3年生への学習支援

■応募資格

教員免許等資格者、教員経験者

■人数

各会場1名～2名の募集

■任期

5月14日（土）～平成29年3月25日（土）

※土曜日に月2～3回程度

■場所

麻生公民館・北浦公民館・玉造公民館のうちいずれか1会場を選択

■講師謝礼

1回につき1,500円×2時間

■申込方法

学校教育課（北浦庁舎）までご連絡ください。

■申込締切

4月15日（金）



市営住宅の入居者を募集します

都市建設課（玉造庁舎）

☎0299（55）0111

次のとおり市営住宅の入居者を募集します。

◆みなみ原団地

所在地 青沼841・14

間取り 3LDK 構造 RC造

募集戸数 3戸

■応募資格

次の①～④のすべての要件に該当する方

①単身入居以外の方で現在住宅に困っている方

②市税等を滞納していない方

③条例で定める基準内の収入である方

（例）一般世帯の場合（1世帯の合計所得額・控除額）÷12≧15万8千円以下

④入居予定者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でないこと

■申込方法

所定の申込書に必要事項を記入し、都市建設課（玉造庁舎）に提出（申込書は市のホームページからもダウンロードできます）。

■必要書類

①住民票（入居しようとする家族全員の記事のあるもの）

②収入等を証明する書類（収入のある方全員の最新の課税証明書、源泉徴収票、確定申告書の写しなど）

③未納がないことを証明できる書類（納税証明書）

その他申し込み状況により、上記以外に必要な書類があるときは追加で提出していただきます。

■申込期限

4月20日（水）

■入居者の選考

市営住宅管理条例第8条により入居者選考委員会を行い、入居者を決定します。

児童扶養手当の額が

改定になります

こども福祉課（玉造庁舎）

☎0299（55）0111

児童扶養手当とは、主にひとり親で子を養育している方に支給される手当です。

平成28年度の児童扶養手当額については、平成27年全国消費者物価指数（対

前年比変動率0.8%）に伴い、0.8%の引き上げとなります。

手当を受給するには要件があります。金額や申請に関してのご質問等は、こども福祉課までご連絡ください。

緊急通報システムNET119 利用案内

社会福祉課（玉造庁舎）

☎0299（55）0111

「NET119緊急通報システム」は、聴覚や発話に障害のある方が利用できるシステムです。ご自身の携帯電話やスマートフォンを使い、119番に通報できます。

■対象者

行方市に在住の身体障害者手帳をお持ちの方で、聴覚・言語機能の障害に該当する方

■申請に必要なもの

- ①身体障害者手帳
- ②携帯電話・スマートフォン（本人および家族名義のもの）
- ③緊急連絡先等の情報

※携帯電話およびスマートフォンは市からは支給されませんので、ご自身で用意してください。

※登録する携帯電話・スマートフォンは、インターネットサービスおよびメールサービスに加入していることが必要です。

※通信料は自己負担となります。

■申請方法

利用登録申請書に必要事項を記入し社会福祉課（玉造庁舎）に提出。詳しくはお問い合わせください。

■月額（予定）

		平成27年度	平成28年4月～	平成28年8月～
本体額	全部支給	42,000円	42,330円（+330円）	同左
	一部支給	41,990円～9,910円	42,320円（+330円）～9,990円（+80円）	
第2子加算額	全部支給	5,000円	5,000円（+0円）	10,000円（+5,000円）
	一部支給			9,990円（+4,990円）～5,000円（+0円）
第3子加算額	全部支給	3,000円	3,000円（+0円）	6,000円（+3,000円）
	一部支給			5,990円（+2,990円）～3,000円（+0円）

行方市老人クラブ 会員募集！

行方市老人クラブ連合会は、平成18年度に麻生町・玉造町・北浦町の旧3町が合併し設立されました。現在は56クラブ、会員数1,704人で活動しています。

普段はそれぞれの地域の特色を生かして、旧町ごとに事業を展開しています。全体の事業としては、ペタンク大会、クロッケー大会、輪投げ大会等の各種スポーツ大会や単位クラブ会長研修会など、生きがいくりから地域貢献まで、さまざまな活動をしています。

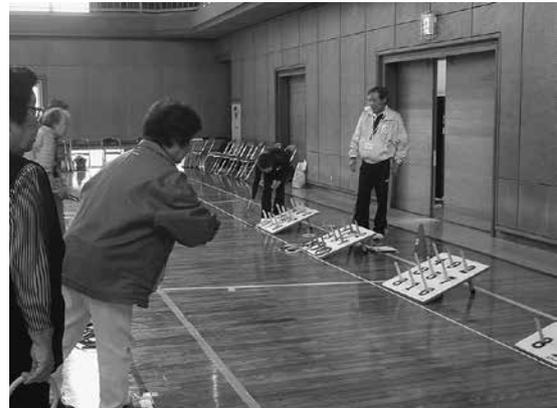
老人クラブで生き生きと、充実した毎日を過ごしてみませんか。

■対象 市内在住の65歳以上の方

■申込方法 下記まで電話にてお申し込みください。加入は随時受け付けています。



ニュースポーツ体験教室にて「ディスクン」



ニュースポーツ体験教室にて「輪投げ」

【問い合わせ】行方市老人クラブ連合会事務局（行方市社会福祉協議会内） ☎ 0299-36-2020

行方都市計画用途地域の変更に関する案の縦覧について

行方都市計画における案の作成にあたり、広く住民の皆さまからご意見をいただくため、都市計画法に基づき、次のとおり都市計画の案を縦覧に供します。

（1）都市計画の変更に関する案の縦覧

- ①期 間 4月4日（月）～4月18日（月）（土・日曜日および祝日を除く）
- ②時 間 午前8時30分～午後5時15分
- ③場 所 総合窓口室（麻生庁舎・北浦庁舎）、都市建設課（玉造庁舎）
- ④縦覧内容 行方都市計画 用途地域の変更（行方市決定）
 - ・上山鉾田工業団地地区（行方市芹沢の一部）
 - ・麻生第一、第二、第三、第四地区（行方市麻生、粗毛および富田の一部）

（2）意見書の提出

都市計画の変更に関する案に対し、ご意見のある方は、下記の期間中に意見書を提出することができます。希望される方は、縦覧場所に備えた意見書に必要事項を記載し、持参または郵送で提出してください。

- ①提出期間 4月4日（月）～4月25日（月）必着
- ②提出先 〒311-3512 茨城県行方市玉造甲404 行方市長 鈴木 周也（都市建設課扱い）あて

【問い合わせ】都市建設課 都市計画グループ（玉造庁舎） ☎ 0299-55-0111

平成 28 年度 国民健康保険人間ドック・ 脳ドック助成事業について

●助成金額

- ①日帰り・1泊人間ドック・・・・ 20,000 円
- ②脳ドック（特定健診有）・・・・ 20,000 円
- ③脳ドック（特定健診無）・・・・ 15,000 円

※市で行う集団健診および医療機関で年度内に特定健診を受けた方は助成対象外となります（脳ドック特定健診無は可）。また、年度内の1人あたりの助成は人間ドックと脳ドックのいずれかであり、脳ドックの助成については2年に1回となります。

●人間ドック等助成事業に係る市との契約医療機関一覧

(平成 28 年 4 月現在)

医療機関名	メニュー	電話番号
医療法人幕内会山王台病院	日帰り人間ドック 1泊人間ドック 脳ドック（特定健診無） 脳ドック（特定健診有）	0299-26-3130
なめがた地域総合病院健診センター	日帰り人間ドック 脳ドック（特定健診無）	0299-56-0600
社会福祉法人白十字会白十字総合病院健診センター	1泊人間ドック 日帰り人間ドック 脳ドック（特定健診有） 脳ドック（特定健診無）	0299-93-1779
公益財団法人筑波メディカルセンター (つくば総合健診センター) ※消化管ドックとは、1日人間ドック+胃・大腸の内視鏡検査	1泊人間ドック 日帰り人間ドック 1日人間ドック+脳ドック 消化管ドック 脳ドック（特定健診有）	029-856-3500
医療法人石岡脳神経外科病院 石岡循環器科脳神経外科病院	日帰り人間ドック 脳ドック（特定健診無）	0299-58-5211
一般財団法人霞ヶ浦成人病研究事業団健診センター	日帰り人間ドック	029-887-4563
一般社団法人石岡市医師会石岡市医師会病院健診センター	日帰り人間ドック	0299-23-4113
医療法人社団善仁会小山記念病院健康管理センター	日帰り人間ドック 脳ドック（特定健診有）	0299-85-1139
総合病院 土浦協同病院	1泊人間ドック 日帰り人間ドック 脳ドック（特定健診無）	029-830-3711
小美玉市医療センター	半日ドック 脳ドック（特定健診有・頸動脈検査有） 脳ドック（特定健診有・頸動脈検査無）	029-958-2711
一般財団法人茨城県メディカルセンター	日帰り人間ドック	029-243-1111
医療法人社団常仁会 牛久愛和総合病院総合健診センター	日帰り人間ドック 一泊人間ドック 脳ドック（特定健診有）	029-873-4334

※申請方法

上記医療機関に直接電話等で受診日（平成 29 年 2 月末日までに受診のこと）を予約後、認め印を持参の上、国保年金課（玉造庁舎）または総合窓口室（麻生庁舎・北浦庁舎）へ申請してください。

■問い合わせ 国保年金課（玉造庁舎） TEL 0299-55-0111